

教員が児童・生徒と向き合う時間を確保できる取組みにご理解、ご協力をお願いします

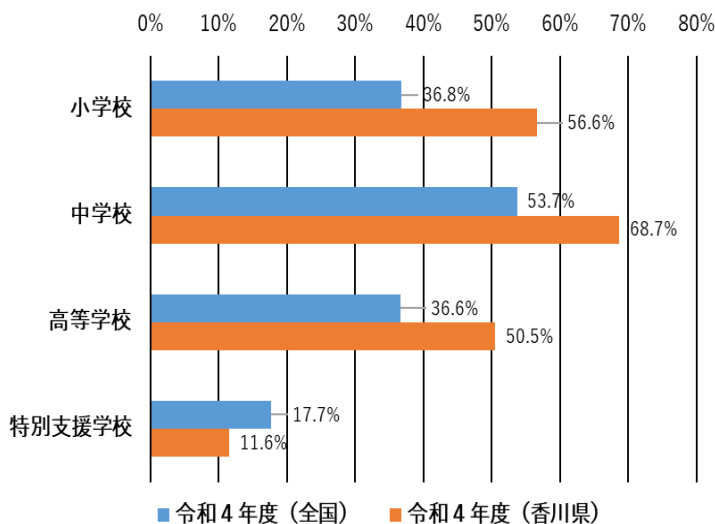
「学校における働き方改革」は、児童・生徒の未来につながる力を育むため、教員が教育活動に全力投球ができる環境づくりに必要です。

専門スタッフの配置やICTによる業務効率化など、教員の負担軽減に向けた取組みを行っていますが、県内の教員は時間外在校等時間が全国的に見ても長いのが現状です。

文部科学省は「**全ての子どもたちへのより良い教育の実現**」に向け、下記“3分類”に基づく取組みを進めることとしています。

保護者・地域の皆さまには、教員が全力で児童・生徒と向き合う時間を確保することができるよう、業務の適正化にご理解・ご協力をお願いします。

1か月の時間外在校等時間が45時間を超える香川県教職員の割合（令和4年4月～7月平均）



※時間外在校等時間とは…
公立学校職員の勤務時間は、県条例で1週間当たり38時間45分と定められており、これを超えた在校等の時間を指します。

学校・教員が担う業務に係る3分類

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）